

令和3年6月定例会 総務委員会（付託）

令和3年6月29日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時44分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から、追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出予定議案（追加）、補正予算案の概要）

- 議案第19号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第20号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】

なし

仁井谷経営戦略部長

それでは、先週追加提出いたしました議案の全体について、御説明いたします。

お手元に令和3年6月県議会定例会提出議案（追加）と令和3年度6月補正予算案の概要（追加分）をお配りいたしております。

追加提出いたしました議案は2件でございます。第19号議案は、一般会計補正予算（第5号）でございます。こちらは提出いたしました6月25日に先議を頂いておりますので、説明を割愛させていただきます。

第20号議案は、一般会計補正予算（第6号）でございます。令和3年度6月補正予算案の概要（追加分）を御覧いただきたいと思います。

補正予算第6号といたしまして、新型コロナワクチン個別接種加速化事業、4億円を新規で計上いたしております。国から新たに示された新型コロナウイルス感染症への対応でございます。ワクチンの迅速な接種を推進するため、個別接種を実施する病院や診療所に対し支援を行うものです。財源は、国庫10分の10でございます。

資料2ページ目には歳入歳出の内訳表、また3ページ目には歳出の性質別の分類を表で示しております。御覧いただければと存じます。

追加提出いたしました議案の全体状況の説明は、以上でございます。

なお、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案及び報告すべき事項はございません。

御審議のほど、お願いいたします。

井下委員長

以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

梶原委員

今、補正予算の概要ということで、生活困窮者の自立支援金支給事業ということが出ましたけれども、これは総合資金の貸付けが終了し、再申請の受付ができなかった世帯に30万円ということで理解しているのですけれども、それでよろしいのですか。

（「所管が違うのですが」と言う者あり）

所管が違うのですね。

すみません、所管が違うということです。速やかな支給ができるようお願いをしたいと思います。

次に、公有財産の有効活用について、お伺いしたいと思います。

「未知への挑戦」とくしま行動計画に地域の社会貢献活動や経済活動に資するため、既存ストックの有効活用を図ると書かれておりまして、2022年までには42件の活用事例を生み出すとあるのですが、具体的な内容と現在の状況を教えていただければと思います。

吉田管財課長

ただいま、既存ストックの有効活用について御質問を頂きました。

県におきましては、新築や改築といった従来手法にとらわれない既存ストックの有効活用という新次元の概念を全国に先駆けて打ち出しました、徳島県公共施設等総合管理計画を平成26年度に策定いたしまして、既存施設の思い切った用途転換や付加価値を高める改修による再生を図っているところでございます。

委員から御紹介いただきました、くしま行動計画におきましては、既存ストックの有効活用事例数について2022年度までに42件という目標を掲げまして、例えば、旧交通機動隊庁舎へ環境首都とくしま創造センターの移転でございますとか、旧海部病院の新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養施設への転用、直近ですと令和3年度秋に開館予定のあすたむらんど徳島四季彩館を活用した木のおもちゃ美術館など、全庁的に公有財産の有効活用に取り組んでおりまして、現在進行中のものも含めまして、有効活用事例数は累計で45件となっております。

今後とも、既存施設の転用や再生を進めまして、県自らの効果的な活用はもとより、公共団体間での相互利用など幅広い利活用を促進いたしまして、既存施設の更なる有効活用に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

梶原委員

今、新浜の旧交通機動隊庁舎と旧海部病院とあすたむらんど徳島ということで御紹介いただきましたけれども、これ以降、県有施設で大きな施設の改修を予定しているものがあるのでしょうか。

吉田管財課長

今、御質問を頂きました大きな県有施設の改修ということにつきましては、この既存ス

トックの有効活用という意味で言えば、特に現状では把握していないところでございます。

梶原委員

予定はないにせよ、こういう所が使えるそうだというのはあるのですか。

吉田管財課長

現状、御質問いただいたような既存ストックとして活用できそうな所については、既に計画されているものが大半でございます。もし、委員がおっしゃるようなものが出てまいりましたら、もちろんその視点で、また新たな活用を含めて検討させていただきたいと考えておるところでございます。

梶原委員

万代倉庫にタクシーの何かメーターをチェックする県の機関があったと思うのですが、確かあれは県の施設ですよ。

吉田管財課長

御質問いただきました旧タクシーメーター検査場につきましては、県土整備部の所管になるのですけれども、現在、民間資本を活用したにぎわい施設へと転換を図っているということで、先ほど御紹介いたしました45件の中に含めさせていただいているところでございます。

梶原委員

万代埠頭^{ふか}は今かなりにぎわっておりまして、ああいう活用例は非常にいいなと、街のにぎわいを取り戻すのにはいいなと思っておりますので、どんどん活用していただきたいと思えます。

もう一つ気になっているのが、中徳島町の県立ろう学校の跡地です。あれは国有地と県有地、隣には旧徳島動物園の徳島市の市有地がございます。阿波おどり期間中は徳島青年会議所が阿波おどりのキャンプ場として活用していたんですけれども、あれだけの広大な土地をこれから活用しない手はないなということです。県として、国から払い下げていただくとか、徳島市と今後活用していくとか、その辺の方向性についてどのように考えているのか、教えていただきたいと思えます。

吉田管財課長

ただいま、旧ろう学校跡地を含めました今後の利用について御質問を頂きました。

旧ろう学校跡地につきましては、現在、県有地でございました北側の6,670平方メートルを徳島中央警察署の移転に際しまして、国有地と交換いたしましたことから、国と県の所有地の状態になっております。また、今、委員から御紹介いただきましたとおり、徳島市が所有しております旧徳島動物園の跡地がすぐ南に隣接してございます。

当該土地の利活用につきましては、徳島市中心部における貴重な公有地でもございます

ことから、国主導で設置された、四国財務局と徳島県と徳島市で構成いたします、徳島市における国公有財産の最適利用推進協議会という組織におきまして、現在3者で検討を重ねているところでございます。

老朽化が進んでおります徳島市立体育館、とくぎんトモニアリーナでございますけれども、その候補地の一つになっているという報道も直近ではございましたけれども、具体的な活用方針については、現在特に決まったものはないという状況でございます。

今後につきましては、この協議会におきまして、当該地の利活用につきまして、様々なニーズに柔軟に対応できるように検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

梶原委員

徳島市ともしっかりと協議していただいて、旧動物園跡地もずっと長い間置かれていますので、是非この機会に活用ができるように進めていただきたいと思います。

次に、財政状況について少し質問させていただきます。

本会議でも、井川委員から県の財政は大丈夫なのかという声を県民の方から聞くという質問がありました。私も県民の方から同じような質問を受ける時がございまして、ちょうどいいことを井川委員に聞いていただいたと思ったのです。知事の答弁では、今のところは健全な財政運営ができているという御答弁だったのですが、そういうことを心配されている県民の方が結構おられるので、しかるべき時期に県の財政は大丈夫なのだというのを、何かの媒体を使ってお知らせする必要があると思うのです。その辺はどういうふうにお考えですか。

岡財政課長

梶原委員より、財政状況について各種媒体を使って周知、広報をしていくべきではないかという御質問を頂きました。

財政状況の周知、広報については、現在、当初予算発表時のプレス資料でありますとか、外部有識者による県の行財政改革の進捗管理の場として、とくしま行財政改革プラン推進委員会というものがございます。ここにおいて年2回、8月、2月に報告するとともに、その結果についても県のホームページで広報しているほか、当初予算や県議会定例会での補正予算が終了したタイミングとなる7月、10月、12月、3月に情報を更新して県ホームページで公表するなど、年間を通じて新しい情報の提供を行っているところでございます。

一方で、梶原委員からも今御指摘があった、また井川委員より、先日の一般質問の中でも御指摘がありましたとおり、ホームページで公表しておりますが、県民の皆様にとどこまでこういった現状をお伝えできているのかというところがあると思います。

ほかに県が出している紙媒体として、新聞折り込み広告の、県政だよりOURとくしまというものがございまして、財政課においては当初予算が決定した時に広報を行っているのですが、事業内容の広報が中心となっており、財政状況については今まで広報していなかったことから、スペースの兼ね合いになるんですが、こういったところを活用して、県民の皆様いろいろな媒体を通じてPR、アピールしていきたいと考えているところ

でございます。

財政状況については、達成してきた、改善してきた過去の実績はしっかりPRしていく必要はあるものの、今後の先行きについては楽観視することなく、更に財政健全化が必要と訴えていくことも重要と考えておりますので、このバランスを考慮しながら、どのような広報ができるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

梶原委員

基本的にはホームページなどになると思うんですけども、やはり財政は結構難しいです。確か徳島県もやられていませんでしたか、今収入がこれだけあって、家のローンがこれだけあってと、自治体を家計に例えると非常に分かりやすいので、そういった工夫をしていただいて、皆さんが分かりやすくなるような取組をしていただきたいと思います。

井下委員長

午食のため、休憩いたします。（11時58分）

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時01分）

それでは、質疑をどうぞ。

梶原委員

それでは、引き続きお願いします。

次に、歳入の確保についてお伺いいたします。

私も総務委員会が初めてで、財政構造改革基本方針というのを見せていただきました。これを見ると、お手元がないので申し訳ないのですが、31ページの財政収支に関する試算ということで、令和元年度から令和4年度まで様々な歳入歳出の試算を立てられているのです。この中で県税収入について、今、市とも協力していただいて、未収金対策に本当に頑張っているということをよくお聞きして有り難いなと思っているのです。これを見ると、平成21年度が765億円で、それから平成30年度までには925億円までこの県税収入が回復をしているのです。この試算を見せていただくと令和元年度は、それから一気にマイナス150億円落ちて775億円で、それ以降令和2年度が797億円、令和3年度が808億円、令和4年度が811億円と非常に厳しいこの試算が示されているのです。これは何か理由があるのでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

岡財政課長

梶原委員より、財政構造改革基本方針中の数値、財政収支に関する表中の県税の見込みについて御質問がございました。

財政構造改革基本方針の中にある、今おっしゃった平成21年度が765億円で、平成30年度に925億円まで回復しているという県税については、普通会計決算ベースのものでございます。

一方、平成31年度、令和元年度の見込みとして御指摘いただいた775億円というのは、

一般会計ベースのものでございまして、こちらの集計の仕方が少し異なることから数値が違うところがございます。

数字を合わせますと、平成30年度一般会計ベースで、県税が765億円だったところ、令和元年度は775億円、令和2年度797億円、令和3年度808億円と、基本的には経済の回復にあわせて、県税についても回復基調が続いていたところがございます。

一方、このコロナ禍におきまして、県税につきましても財政収支の時よりは、昨年度ですが、少し良くないというか、落ち込んでいるところもございますので、引き続き歳入の見込みについては、しっかりと状況を見ていきたいと思っているところがございます。

梶原委員

そうすると、普通会計と一般会計があって。31ページの財政収支の試算については一般会計の数字ということで数字が違うということですね。分かりました。

それと、歳入の確保なのです。

これも財政構造改革基本方針を見ると、クラウドファンディングとスポンサー型広告で歳入対策を図っていくということが書かれてありますけれども、この目標金額などはあるのでしょうか。また、今までの取組の状況について、少し教えていただければと思います。

岡島経営戦略部次長

ただいま、歳入の確保ということでクラウドファンディング、あるいはスポンサー型広告についての御質問かと思えます。

まず、行動計画の中にも新たな歳入の確保ということで、クラウドファンディングでありますとか、民間との協働によりますスポンサー型広告が期待されているところがございます。

そういった中で、クラウドファンディングでございます。

実績からお答えしますと、令和2年度は3件、約570万円の歳入を確保しているところがございます。令和3年度の予算につきましても5件程度、計上させていただいているところございまして1,365万円の歳入を見込んでいるところがございます。

この前、新聞報道でもあったかと思えますけれども、近代美術館でアール・ブリュットの作品購入プロジェクトなどが既に行われており、目標にも達しているというような状況と聞いているところがございます。

また、クラウドファンディングと違う歳入を伴う事業としては、スポンサー型広告と申しまして、歳入自体は伴わないのですけれども、広告料収入として物品等の提供を受ける取組をしているところがございます。全体的に経費削減の効果が見込まれるというようなところでやらせていただいております。こちらについては、令和2年度は8件でございます。

具体的には、新入学児童へのスポンサー名の入ったランドセルカバーの配布や県庁正面玄関受付の観葉植物の御提供に対して、スポンサー名を表示する形で取り組ませていただいているところがございます。

なお、目標金額は、パートナー企業等の御協力等もございまして、景気等に大きく影響

を受けるといふようなことから、明確な目標は定めてございませんけれども、歳入対策ということは行革の要でございます。持続的な財政基盤を確立するためにも、今後とも工夫を凝らしながら、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

今時のというか、新たな歳入確保策として非常に効果的だと思います。

このクラウドファンディングについて、県のホームページを見せていただいたら、遍路道の整備とWi-Fiスポットの増設をやられているんですね。遍路文化は世界中の人が注目してしまっていて、Wi-Fi環境が八十八箇所霊場の周辺にあるとないのでは違いです。クラウドファンディングは2か所で50万円を募集しているということですが、このクラウドファンディング以外に、八十八箇所霊場周辺のWi-Fiの整備について県単の事業などでやられているのですか。分かればいいんですけど。分からないのですか。こういうこともしっかり進めていっていただきたいと思います。

最後に、財政構造改革基本方針の中に部局を横断した若手のタスクフォースを設置して、歳入確保対策や歳出改革、予算編成など様々な提案をされているとあるのですが、こうした若手の方の提案の成果がどのように出ているのか教えていただきたいと思います。

岡財政課長

梶原委員より、タスクフォース等の予算編成等への活用について御質問がございました。

本県では、若手職員の発想を施策に取り入れる若手タスクフォースの手法を積極的に活用し、これまでに観光振興やアクティブシニアの活躍等に係る事業の予算化、農林水産基本計画等の策定に加えて、昨年度は県庁初の若手、中堅、ベテラン職員から成るタスクフォースにおいてコロナ対策事業の検討を行うなど、幅広い分野で若手職員のアイデアを反映してきたところでございます。

先ほどより話に上っております、財政構造改革基本方針を策定するに当たりまして、財政課においても若手タスクフォースの活用ということで、未知を切り拓く^{ひら}予算編成検討タスクフォースを立ち上げまして、予算編成作業のスマート化といった働き方改革の推進、外部資金の積極的活用やネーミングライツ、広告料収入といった歳入確保の推進、道路や橋梁^{りょう}などのリタイアインフラや既存ストックの有効活用といった提案があったところでございます。

歳入確保の推進、リタイアインフラや既存ストックの有効活用については、先ほど人事課長、管財課長から御答弁を差し上げたとおりでございますが、働き方改革の推進につきまして、これまでに予算編成に当たって、財政課としては翌年度の新規事業検討作業、サマープロデュースの廃止、予算編成方針の前倒し、枠予算である部局長裁量枠の導入など作業の平準化や簡素化による働き方改革を若手タスクフォースの提案を元に推進してきたところでございます。

引き続き、こうした意見を積極的に採用し、従来の手法にとらわれない柔軟な発想により、施策を大々的に展開してまいりたいと考えております。

梶原委員

若手の皆さんは発想が違いますので、どんどん活用していただければと思います。

本当に一時、県債残高が1兆円近くまでいって、それが8,000億円近くまで減少してきたということがあります。この前、知事もおっしゃっていましたが、プライマリーバランスも13年連続で黒字ということで、国が赤字の中、徳島県は知事をはじめとして職員の皆様が本当によく頑張っているなというのを感じました。

行政は、何があっても継続していくことが大事だと思いますので、また一層気を引き締めて、行財政改革を頑張ってくださいと思いますのでよろしくお願いします。

元木委員

私からは、先ほどの質問に関連して、税の関係で個人県民税の現状についてお伺いさせていただきたいと思います。

今、コロナ禍において、県民の方々も重税感を感じておられる方もいらっしゃるようがございます。今回、補正予算第5号で新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業として4,000万円ということがございますけれども、こういった対象を限定する取組は、かなり県も積極的にやられている。

とりわけ、事業者に重きを置いた応援割やG o T oの各種事業など、事業者支援という一つの軸足があって、それに付随して県民の希望される方に御自由に利用してくださいというような制度が中心だと思います。

一方、こういう制度の組み方をすると、どうしても制度に掛からない方もたくさんいらっしゃるわけがございます。このコロナ禍に経済的にも精神的にも安定を持続していきたいという方に対して、税の面で何か貢献できないかなという問題意識が私の中にはございます。

現在、住民税というのが一つの切り口といたしますか、消費税減税が、ベーシックインカムといったものとセットになった議論をよく聞くわけがございます。実情において個人県民税の税収の現状と今後の見通しについてお伺いをさせていただきたいと思います。

賀原税務課長

まずは、個人県民税の税収等の現状でございます。

令和2年度の県税収入は、現在、出納整理期間が終わりまして、数値の精査を行っているところでございますが、現計予算額であります760億円は確保できている模様でございます。

なお、決算額ではございませんが、4月末現在の都道府県の徴収実績が公表されており、全国の状況が分かります。

それを見ますと、全都道府県の税収の合計額は、4月末の前年度同月末比較で収入で0.1パーセント減にとどまっております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響が顕著ではないように見えますところがございます。

本県税収の決算見込額につきましては、例年7月中旬に公表させていただいておりますので、今年度につきましても遅れることがないよう精査、分析に努めてまいります。

そして、個人県民税の現状につきましても、現在数値の精査を行っておりますので、お示しできる数値は持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げた4月末現在で申しますと、前年度と比較いたしまして、全国計で収入が1.2パーセントの増、本県も4月末現在では0.9パーセントの増となっております。詳細に申し上げますと、令和2年度の個人県民税は令和元年1月から12月の所得が課税対象でございまして、新型コロナウイルスの感染が国内で始まる前の所得でございまして、新型コロナウイルスの影響は受けておりません。

ただ、実際に納税していただくのが令和2年の4月以降となりまして、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた頃になっております。その状況を受けまして、納税者の負担軽減を図り経済活動の影響を極小化させるとして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、徴収猶予の特例制度が昨年4月30日に創設されております。

この特例制度は、令和3年2月1日までに納期限を迎える国税、地方税に限られておりまして、既に対象期間は終了しておりますけれども、この徴収猶予特例制度の要件等について簡単に御説明させていただきます。対象となる方は、令和2年2月以降の1か月以上の任意の期間の収入が前年の同じ期間に比べておおむね20パーセント以上減少し、かつ一時に納税することが困難な法人、個人の方でございまして、対象となる税目は令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するほぼ全ての税目でございまして、納期限から1年間延滞金不要で国税、地方税の猶予が受けられるものでございました。

なお、個人県民税に係る徴収猶予の手続は賦課徴収と同じく、各市町村で行っております。個人県民税の徴収猶予の特例の許可額は県内全市町村で600万円余りとどまっていると伺っております。

また、令和3年度の個人県民税につきましては、現在各市町村から県税局等へ報告が届いている真ただ中でございまして、数字の把握はできておりませんが、令和3年度当初予算においては課税所得の減を見込んでおりまして、現計予算比較で5億3,000万円余りの減、率にして2.4パーセント減の216億円余りを見込んでおるところでございまして。

それで今、委員から個人県民税の減税についてお話があったのですが、まずは地方税については、法律で非課税の規定が設けられておりまして、個人県民税におきましては、生活保護法の生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方が非課税となっております。

また、均等割や所得割について、それぞれ扶養親族等の人数によりまして非課税限度額が設けられております。

法律による非課税措置のほかにも、都道府県や市町村などの地方団体は、公益上その他の事由より減免などができることになっております。

なお、個人県民税は、市町村が市町村民税と併せて賦課徴収を行っておりますことから、減免については、市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする定められておりまして、県で条例によって定めることはできません。市町村の条例によって定められた制度に基づいて減免を行っているところでございます。

そして、個人市町村民税の減免につきましては、天災、その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別

の事情がある者に限るとされておりまして、県内各市町村は条例規定を設けて減免をしておりまして、個人県民税につきましても同様に減免が行われているところでございます。

個人県民税と個人市町村民税を合わせて個人住民税と呼ばれておりますけれども、この税は地域の会費的性格を有する税でございます。そして所得課税でございますので、所得が減少すれば課税標準額は減少し、非課税限度額以下になれば課税されない仕組みになっている税金でございます。

また、個人県民税の賦課徴収は市町村が行っておりますので、市町村の条例によって定められた制度で減免等が行われてございますので、税務課といたしましては、個人県民税の減税を検討するという事は難しいのではないのかと考えておるところでございます。

元木委員

懇切丁寧な御答弁を頂きまして、ありがとうございます。

徴収猶予の話ですとか、あるいは市町村に主な権限が委ねられていること、また減税もなかなか難しいというようなお話であったのかなと思うわけでございます。

御承知のとおり、我々公務員、議員等、公的な立場の者は比較的新型新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない業種に分類されておりますけれども、やはりコロナ禍の中で収入面のダメージを受けておられる方が一定数いらっしゃるわけでございまして、そういった方が少しでも重税感を紛らわせるような方向で徴収猶予の充実等に十分に組み込んでいただいて、将来的にはそういったことを進めることによって、県外から県内への流入も進みやすくなり、環境も整ってくるのではないかなと感じておりますので、そういった面で重税感の緩衝に向けて、県としても積極的に市町村と一緒に取り組んでいただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

続きまして、県有施設での電気自動車用の急速充電設備の導入促進策についてお伺いさせていただきます。

御承知のとおり、近年は国内外におきまして電気自動車の高機能化が進んでおりまして、高圧でかつ急速充電可能な充電設備の設置が国内外において進んでおるといふふうに伺っております。県においても、これまで公用車の電気自動車への切替え等を進めてきておると伺っておりますけれども、新しい方針をもってこの問題について取り組んでいただきたい。

そういう中で、県有施設において高圧充電設備の整備を加速化してはどうかと考えますが、県としての御所見をお伺いさせていただきます。

吉田管財課長

ただいま、公用車における電気自動車の導入と併せまして、県の庁舎における急速充電器の導入の促進について御質問を頂きました。

県におきましては、令和3年4月に改正いたしました公用車導入要領によりまして、原則として次世代自動車と呼ばれます電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車又は一定の燃費基準値に適合する、つまり低燃費の車を調達するという事にしてございます。

委員からお話のございました電気自動車につきましては、令和2年度末現在で3台を保有しております、ハイブリッド車114台、水素燃料電池車5台、低燃費かつ低排出ガスの601台と電動バイク1台と合わせまして、次世代自動車及び低燃費車を合わせまして724台保有してございます。これは全県有車両の大体82パーセントを占めておるところでございます。

一方、EV、いわゆる電気自動車用の急速充電器につきましては、令和3年4月現在、県有施設に2台設置されてございます。平日の開庁時間におきまして、現在無料で一般開放しておる状況でございます。

また、県庁舎以外にも、県内各地には道の駅を中心に現在66台の急速充電器が設置されてございますが、急速充電につきましては、現在主流のリチウムイオン電池に負担を掛けるというふうなことが電気自動車の取扱説明書にも書かれておるようなところもございまして、実際の使用頻度としてはそんなに多くないほうがいいのではないかと考えているところでございます。

また、電気自動車につきましては、現在、一般に電池価格が高いため、その影響で車両価格が全体に割高になっていること、充電率100パーセントでも、航続距離がガソリン車やハイブリッド車に比べて短いということがデメリットとされてございます。やはりそういったことから2020年度時点での国内新車販売の電気自動車の比率も1パーセント未満にとどまっているところでございます。

こうしたこともございますので、現在、県といたしましては、比較的低価格で走行距離が長いハイブリッド自動車でございますとか、大規模災害等で停電したとしてもエンジンで発電できることから防災上の点でも非常に有効と言われておりますプラグインハイブリッド車の割合を増やしているところでございます。

現在、高コストで耐久性が余り高くなく、取扱いが難しい現状のリチウムイオン電池の代わりとなる、全固体電池について、世界中の自動車メーカーで開発競争が繰り広げられていると聞いてございまして、実用化が2020年代の後半にも行われるというふうに言われていることから、県としましては、実用化を待って電気自動車の導入を進めていくということが、現状では一番良いのではないかと考えているところでございます。

元木委員

丁寧な御答弁、ありがとうございました。

先ほどの御答弁にもありましたように自動車業界をめぐる環境対策がグローバルに大きく変容しておるように思われます。

その中で、県においては防災や安全面、また住民の方の利便性の向上など、様々な視点で取り組んでいただいていると思いますけれども、これからの時代は電気自動車を生活必需品と捉えて、例えば、家電量販店で自動車を売るような時代になるのではないのかなと言われている一方で、娯楽や、特定の用途のためにガソリン車も必要であるというような面もあって、その二極化あるいは三極化していくのではないかと、私は専門家ではないんですけれども、そういうふうな意見をお伺いします。

例えば、テスラといった高性能な自動車ですと、どうしても高圧の充電設備がない徳島県では十分に運転できないということで、そういった自動車が入ってこないのは、ある意

味県にとっても損失の部分になるのではないかと。そういう意味で、県が民間ができないことをリーダーシップを取ってすることで、新しい自動車業界の活性化、発展、県民の利便性の向上にもつながっていくのではないかなと感じている次第でございます。そういった先進的な取組を、知事さんがよくおっしゃるように一步先の未来を見据えて、新しい自動車業界の在るべき姿を模索して取り組んでいただきたいと要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

黒崎副委員長

ないようでありますので、私のほうからも1点だけお尋ねしたいと思います。

テレワークの件について聞きたいんです。

国も働く形態の一つとしてテレワークを推進しようということで、今、新聞紙上でも出ておりますし、私もそうだなとそう思っております。

コロナ禍におきまして、徳島県もテレワークを始めたということです。大体、テレワークがどういった部門がぴったり合って、どういった部門が難しいのかということもいろいろあると思うんです。

1年くらいやった中で、どのような成果、どのようなことであつたのかというのを総括という形で聞くには、もしかしたらまだ早いのかもしれませんけれど、それに近い形でテレワークについて、今現在どのようにお考えになっているのかお尋ねしたいと思います。

岡島経営戦略部次長

ただいま、テレワークに関する御質問を頂きました。

テレワークについては、従来、新しい働き方ということで国を挙げてやっているところでございまして、県についても遅れることなく取り組んでいるところでございます。

特に、ゴールデンウィークにかけて新型コロナウイルスの感染が拡大したという現状がございましたので、4月21日から5月5日までの間、出勤者数の5割削減というような目標を立て集中的に取り組む、在宅勤務、テレワーク等にも取り組んだところでございます。

そういった中で、結果として知事部局で32.7パーセントと、残念ながら目標には達していなかったところではございますけれども、年度初めの支払業務等が非常に忙しい中で32.7パーセントというふうな結果でございます。ちょっと甘めかもしれませんが、取っ掛かりとしてはまずまずだったのではないかと考えているところでございます。

その際に、職員にもアンケートを採らせていただき、結果的にどういうところが良かったのか、あるいはどういうところが難しかったのかというあたりの意見を聴取いたしました。

肯定的な点では、通勤時間が削減されるということと、感染リスクが軽減されるという点、それと家である程度集中してできるという意見がありました。

一方で、庁舎に出勤している職員に逆に負荷が掛かるのではないかとという心配であるとか、電話やメールでは相手が見えない、上司に相談するにも見えないというような点が若干不安という点、あるいは紙の資料がないということもございまして、業務をする中で少しやりにくかった点があるという改善意見等も頂いているところでございます。

黒崎副委員長

甘めでございますがというお話がございました。

32.7パーセントが良かったのかどうかというのは別としまして、通勤時間が削減できたり、感染リスクが減った。その反面、対面で話をするができなくてということは今、岡島次長さんがおっしゃっておられました。これは本当に、今からなのだろうなという感じがしております。

ただ、一度全ての可能な所でやってみない限りは、本当の方針といったことも出てこないだろうし、国もそういう各都道府県からの情報を待っておるのではないかと思うところでございます。

恐らく、今後もテレワークを継続なさるのだろうと思うのです。どんな形で継続されていくのかというのを問うて答えが返ってくるかどうか分かりませんが、今後このテレワークというのは、例えば期間を切って、またもう一度やってみますということになるのかならないのかということが一つ。もう一つは、今お答えの中になかったのですが、テレワークをやっている方のお仕事をどう評価するのか。まして、客観的な評価ができるのかどうかといったことについても、併せてお尋ねしたいと思います。

岡島経営戦略部次長

テレワークをどのように評価していくのかという業務の評価についてと、期間を区切ってということでございます。

まず、テレワークの業務をどう評価するかということでございます。

県庁の業務は、非常に多岐にわたるといってもございまして、全てにテレワークが効果的かと問われますと、やはり一定の制約があったり、効率的でないという業務もございます。例えば、収税でありますとか、用地あるいはケースワークといった県民の方と直接お話させていただくような業務、そのあたりについてはテレワークではやはり限界がございまして。

あるいは、テレワークですので、パソコンを持ち帰って家で業務ができるわけですが、例えば個人情報を取り扱う業務ということは、持ち出しが基本的に制約される場所がございますので、逆にできないというような状況の業務もございまして。

これはどこまでかというのはあるのですが、今のコロナ禍、あるいは災害といった場合に喫緊に対応しなければいけないという業務についても、余り適当ではないというところがございます。

一般的に、今みたいな形で業務ができるとして、必ずしもテレワークが適当でないという業務もございまして、おおむねの業務がある程度テレワークで対応できるのではないかと。部長、課長にレクするときにやりにくいというお話はありますし、先ほど申し上げたように書類の点で、紙の書類が見たいというような話もありますけれども、こちらについてもデジタル化、電子決裁化ということを進めていくことで解消すると思われまので、すぐにはできないところもあるかと思っておりますけれども、我々としては是非そういったあい路をなくしながら取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、7月から3か月間、国においてテレワーク国民運動プロジェクト、テレ

ワーク・デイズという運動がございます。

本県もそちらと連動いたしまして、先ほど申し上げた3か月間をテレワーク推進強化月間、平仮名であわてれと副題を付けておりますけれども、位置付けさせていただいて取組を進めてまいりたいと考えております。

中身としては、御意見の中でも管理職が取り組んでくれないので、取り組みにくいというような意見がありますので、管理職自らが率先してやっていくということでありますとか、先ほど副委員長がおっしゃったように、一回やってみるといふような形でいうと、例えば、BCP、業務継続の概念から申し上げますと、職員が半分ぐらい欠けるといふこともあり得ますので、各所属には班体制で必ず1週間単位でやってみてほしいとお願いすることを考えております。

また、先ほど申し上げたように、ペーパーレス化、オンライン会議、リモートでレクをしてみるとか、そういったことに積極的に取り組んでいただく期間として3か月間、あわてれという取組をさせていただきたいと思っております。

今の取組も含めてどんどん進めていくという形は何ら変わるところはございませんので、積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

黒崎副委員長

今、あわてれという取組を初めてお伺いしました。

こういったことも踏まえて、いろんな点を抽出して進めていくのだろうと思います。

それと、これは管理職はできないということもあるかもしれませんが、やっぱりできる限り全ての役職の方が一回やってみないと本当のところが見えてこないと思います。できるだけ広い範囲で一回やってみると、足りないところや無理なところがはっきりしてくる、改善点も見付かってくると思います。どうせやるなら広い範囲でやっていただきたいと思います。

働き方が大きく変わるきっかけになればいいと思いますので、今後もこれについては、お話をいろいろ聞いてまいりたいと考えておりますので、今日はありがとうございました。

井下委員長

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、山田議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、山田議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは質疑をどうぞ。

山田議員

質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

早速、時間の制約があるので。

私が今日委員外議員で、強い力を持つ人たち、つまり権力からの不当な要求から県職員を守る仕組みを県議会としてどう作るのかという点で質問していきたいと思えます。

国では、既に皆さんも御承知のように、森友問題での赤木さんの自殺、赤木ファイルが問題になっています。また、徳島県ではとくしま記念オーケストラをめぐる問題での指摘がありました。嘉見議員からは、県や財団職員が業者の意向に沿って、様々な助言を行っていたと推察されるというふうな発言もされ、公平性、公正性、透明性が損なわれるおそれということも指摘をしておりました。私どもと質問の角度は違うんですけども、しかしこの思いは、自民党であれ、我々共産党であれ同じだと思うんです。

強い力を持つ人たち、つまり権力からの不当な要求から県職員を守る仕組みをどう作るのか。これは県政の公平性を担保して県民の利益を守ることにも直結してくると私は思います。この仕組みを作る上で、今から質問していきたい。これは県議会の課題であるというふうに思います。

まず、前の知事の時に公共事業の問題をめぐって、組織的ないろんなことに、県職員が巻き込まれたことの反省に立って、いろんな改善も提案されました。そういうことも披露しながらいくんですけども、その中で公益通報制度というのができました。

時間の関係があるので、まず、公益通報制度の運用実績等を含めて、簡単に御報告いただけますか。

小林監察局次長

ただいま山田議員より、公益通報制度と実績について御質問を頂いております。

まず、公益通報制度でございますけれども、監察局で所管しております公益通報制度につきましては、職員等からの通報の処理等に関する要綱に基づきまして、県民等から知事部局、労働委員会、収用委員会の職員を対象に法令違反又はこれに至るおそれのある行為等について通報があった場合に調査等を行い、結果に基づき必要な改善指導を行うというものでございます。

本県の公益通報制度につきましては、通報者の保護を図るとともに、職員の法令遵守等を目的に公益通報保護法に基づく職員等が行う公益通報に加えまして、同法に規定されている内容以上に制度を拡充させていただいております。

具体的なことを申しますと、通報できる者、通報者でございますけれども、こちらにつきましては、県職員、契約に基づいて県の事業に従事する事業者に加えて、県外の人を含む県民等を含んでいること、また通報対象事実につきましては、県民の生命、身体、財産等の保護に係る474の法律に規定する犯罪行為やこれにつながる事実に加えて、行政事務処理等における不適切な行為、職務内の非行や信用失墜行為を対象事実を含めていること、原則といたしまして実名による通報に加えて、確実な資料がある場合は匿名でも可能とすることにより、より充実した制度としております。

次に、実績でございます。

通報件数につきましては、一定期間、取りまとめをさせていただきまして、その概要に

ついて県のホームページに掲載させていただいております。

この公表した件数に基づきますと、直近5年の平成27年8月から令和2年6月の通報件数が128件となっております。ちなみに、平成27年8月から平成28年6月につきましては、受付件数が31件、平成28年7月から平成29年6月については17件、平成29年3月から平成30年6月につきましては19件、平成30年7月から令和元年6月につきましては22件、令和元年7月から令和2年6月につきましては39件、トータルで128件の受付をさせていただいているところでございます。

山田議員

時間の関係があつて。

近年、公益通報の問題で弁護士さんなんかでも外部委員についても、その報告があるのかなと思いましたがけれども、これはいいです。後でまたその関係で。

端的に今回の報告された中で、とくしま記念オーケストラ問題関連の内部通報はあったのか、なかったのかという点について端的にお答えください。

小林監察局次長

ただいま山田議員より、とくしま記念オーケストラ関連の通報があつたのかということでございますけれども、通報につきましては二通りの考え方がございます。

一つは、公益通報制度を十分機能させるために、できる限り公表することが必要であり、調査を終えた事案については、通報者の氏名、住所等の個人情報非公開とした上で、ホームページ上において通報の受付、処理状況を公表させていただいております。

一方、通報の受理に当たっては、通報者の保護や個人のプライバシーに十分配慮する必要がある上、調査を継続中の事案につきまして、業務の支障につながるおそれがあるということでございまして、特定の通報に関する御質問に対しましては、通報の内容はもとより、通報の有無についてもお答えすることはできませんので、御理解のほど、よろしく願いいたします

山田議員

実は、達田議員の一般質問の中に、この項目を入れようかと思っていたんです。

その時に、これはオフレコの話ではなかったです。次長さんのほうから、今のところは内部通報はなかったと確認しました。更に重要なのは、調査継続中だということです。とくしま記念オーケストラ問題の一連のことは、調査を継続中なんですね。だから今のところ公表できないというふうに理解していいんですね。

小林次長

ただいま山田議員より、とくしま記念オーケストラにつきましては継続中かということですがけれども、継続ということではございません。

山田議員

いや、継続でないと言ったら、なぜ公表できないんですか。先ほど、小林さんは調査の

継続中の事案についてはというふうに答弁されたんですよ。そこははっきりと、これを公表できない理由があるんですか。明確な、法律的な根拠も含めて御答弁ください。

小林監察局次長

山田議員から、なぜ出せないのかということでございますけれども、こちらにつきましては、継続中でないということでございますので出していないということでございます。

山田議員

継続中でない。いわゆる完了していると。特に、この記念オケ問題が平成29年から始まって、今回も3年前のこともありました。一定の完結を見ている。継続中でないんだったら公表できるのではないですか。なぜできないのですか。その法的な根拠も含めて言ってください。

小林監察局次長

繰り返しになりますけれども、継続中という形ではございませんで出せないということでございます。

山田議員

時間の関係もあるので。

継続中でないと言ったことが、一番初めの答弁と食い違っているんです。だから私は継続中かどうか聞いているわけではないんです。どんな根拠の法律で、仕組みで、このとくしま記念オケ関係は発言できなかった、発言しないよということになった、その根拠を明確に示してください。

小林監察局次長

山田議員から御質問でございますけれども、法的根拠、継続中かどうかという御質問に対して、うちのほうからするところがございませんで、繰り返しになりますけれども、継続中ではないということでご理解いただきたいと思います。

山田議員

全く答えになっていないと思います。

時間があと5分余りということなので、引き続きこの問題については、しかるべき場所で聞いていかなければいかんと思うんですけども、同時に、やはり今回の問題は音楽プロダクションの元代表が見積書、請求書を私が作成したことはない、実際より高い金額だった、県側も了解した上だったと説明していると既に報道されております。こうなれば、県職員の組織的な法令違反の疑いが再び持ち上がってくると思います。徳島版のモリカケ問題だという方もいらっしゃいます。

そこで、公益通報制度は、県職員が苦痛や意見が言える体制を作り、公益のために法令違反を通知した県職員らを保護する制度です。元々から、そういう趣旨の制度です。先ほど小林次長さんからも説明がありました。それが十分に機能していない、機能不全になっ

ていたことが、私は今回の記念オケ問題についても徐々に明らかになってきたと思うんです。

関係部局と協議、県職員からの苦痛や意見が言えない体制を改善することが必要ではないですか。監察当局として、この点についてはどのように認識されますか。

小林監察局次長

山田議員から、関係部局と連携した内部調査という話がありました。

本事案につきましては、去る6月定例会の本会議で、県議会において平成29年6月以降2年近くにわたり、様々な角度から御議論を頂き、不明な点については可能な限りの調査が行われていること、また、音楽プロダクションに係る東京地検特捜部の捜査において、県の担当者や事業実施主体である徳島県文化振興財団に、法令等に抵触する行為があったとはされていないことについて答弁がなされたところでございます。

内部調査については、その必要性について担当部局において、適切に判断されるものというふうに考えております。

山田議員

時間の関係で最後の質問になります。

かつて、先ほど紹介しました圓藤元知事の収賄事件を調査した汚職問題調査団は、内部通報制度、公益通報制度の仕組みが機能不全で自浄作用が働いていないと指摘した上で、公益通報制度の連絡先は県が選任した弁護士ではなく、今これは外部相談という格好で設けられています。しかし、県が選任した弁護士ではなく、法律で定められた団体である弁護士会との間で業務委託契約を締結して、連絡先である弁護士の選任の監督は弁護士会に任せるのが最適という結論を出しました。

しかし、残念ながらその後、飯泉知事はその提案を骨抜きにして、今回の状況になってきたわけですけれども、やはり今回の状況からしたら、汚職問題調査団が示した方法で国の赤木問題といい、今回のとくしま記念オケの県職員らの行状ということから見たら、そういう面での検討、改善が必要だと思うんですけれども、この点は、監察局よりも、岡島次長さんのほうになるのかな。まとめて、御答弁ください。

岡島経営戦略部次長

ただいま、以前の汚職問題調査団の御指摘と、今の公益通報制度との食い違いについてのお話かと思えます。

御指名なので、どうお答えするべきかということがあるんですけれども、まずは公益通報制度の仕組みを検討いただくことになると思うんですけれども、今回の問題について、先ほどの小林次長の答弁と重なりますけれども、一定、県議会でも御議論された上で、適正に御報告もさせていただいたと。あるいは、東京地検のほうも、法令に抵触するとの指摘がなされていないというふうに私も聞いております。そういった中で、今改めてそういったことをやっていくのがいいのかどうかということになるろうかと思うんですけれども。

以前の汚職問題調査団についても、知事の逮捕という事案を受けての話だったと思いま

すけれども、今回はそういった明確に指摘されていることもございませんので、我々としても、今後の調整、考え方の検討ということについては、担当部局において、まずは監察局で適切に判断されていくものと考えているところでございます。

井下委員長

時間が過ぎておりますので、すみません、これで。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします（13時56分）